

・世田谷区公契約適正化委員会「答申書」の概要

1. 公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

(1) 適正な労働条件等の確保について

適正な労働環境の確保には、適正な賃金が支払われることが前提であり、労働報酬下限額の適正な設定が不可欠である。公共サービス・公共事業の質を確保しつつ、官製ワーキングプアを生まないような下限額の設定が最低条件であり、これは地域社会の形成という観点からもメリットになる。工事の労働報酬下限額は、東京都設計労務単価の85%相当とすべきとの意見がある一方で、区の事業を受注できなくなる事業者が出てくる恐れがないよう70%相当とすべきとの声もある。その他、都内他自治体の実施状況や見習い等の技能等を踏まえ、適切な金額を設定すべきである。委託等の労働報酬下限額については、臨時職員ではなく、区職員のうち高卒就労者の初任給から算出するべきであり、加えて、社会経済情勢等を考慮し、速やかな引き上げが必要である。適正な労働条件の確保のため、事業者が各種法令を遵守し、担い手3法の趣旨に沿い、法定福利費が下請契約まで適正に支払われるような工夫が必要である。また、法定福利費がどの程度含まれているのかを示すことが望ましく、不透明な積算内訳の改善が必要である。労務単価の確保のみではなく、適正な利益の確保など経費率も含めた予定価格全体を問題とする必要がある。また、現状では元請事業者が、下請事業者の労務費や法定福利費を管理することは困難なため、下請契約の状況を可視化する等の取り組みが必要である。

(2) 公契約条例の効果的な運用について

公共事業が適正に行われるためには、労働者の報酬だけでなく、事業者の適正な利益を確保しなければならない。そのためには、区民の理解を得る必要がある。公契約条例の効果的な運用のためには、専属の組織を設置し、工事起工所管・施設管理所管など関係する部署と緊密に連携できる体制をつくり、公契約条例の啓蒙・検証・評価・改善等を一元的に行う必要がある。チラシや事業者向け手引の配布、説明会の開催等、条例の広報や説明を早急に行うべきである。労働条件確認帳票については、予定価格に応じた調査項目の見直しや事業者の記載内容に相違がないか等を外部委託により調査し、公契約条例の趣旨が現場で周知されているか等の検証やチェック体制を強化すべきである。

2. 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

(1) 長期的な区内産業の発展・活性化について

区内の建設業や公的サービス業の社会的役割の重要性を認識し、防災・安全に積極的に寄与する事業者を重視し、小規模事業者の経営改善や産業全体の活性化等を前提とするべきである。区の歳出により地域経済社会を活性化させるように努め、区内の事業者が世田谷区から離れて他自治体や民間の事業に流出することを防ぎ、公共事業の質を守る必要がある。また、区内下請事業者や区内居住労働者の使用率の向上を目指した制度設計を目指すべきである。

(2) 公正かつ適正な入札の実施について

予定価格の積算において、適切な数量、施工条件の設定、最新の労務・資材の単価の採用等、業務の品質を確保できる金額を設定するべきである。また、設計と積算とを分離して委託する等、適正な予定価格を算出するための改善策を検討する必要がある。予定価格を算出する際、工事の性質に応じて、見積もり積算方式等の採用を検討すべきである。

設計における建築と設備の整合性及び適正な工期を確保し、応札までの期間に余裕を設けるべきである。また、設計変更等が必要な場合は、契約変更により、適正に対応する必要がある。

JV(2者以上が連帯して特定の事業に参加する場合)案件は区内本店業者を入れることを要件とする等、区内本店事業者と支店事業者の差別化を行うべきである。

総合評価方式において、従来以上に施工能力評価点を適切に評価し、地域貢献度や社会保険への加入、自然環境・生活環境への配慮等を評価する手法を検討すべきである。

### (3)社会経済状況等に適合した効果的な入札・契約制度の改善について

労働報酬下限額を設定する一方で、予定価格や最低制限価格の見直し、各種スライド条項の活用、発注ランク制や総合評価方式の評価点の見直し等によって入札制度改革を行う必要がある。

発注時期や施工時期を平準化し、事業者が受注しやすい体制を整備する必要がある。

最低制限価格について、都の算定基準の改正に伴い、現場管理費算入率の引き上げを行うべきである。また、間接工事比率や諸経費率も基準が改正された場合、速やかに対応するべきである。

最低制限価格を予定価格の90～95%程度に引き上げるべきという意見がある一方で、過大な最低制限価格の引き上げは、落札率の上昇を招き、入札制度の意義が薄れるという意見もある。

入札不調を防ぐ予定価格の積算、不調後の随意契約の妥当性についても議論が必要である。

## ・世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会「報告書」の概要

### 1.建設関連産業における労働報酬下限額等について

#### (1)労働報酬下限額について

技能が一定水準に達した熟練技能工については、東京都設計労務単価における各工種の85%相当額(1時間あたり)とする。

見習工、高齢者及び不熟練者については、東京都設計労務単価における「軽作業員」の70%相当額(1時間あたり)とする。また、将来的には技能評価による段階的な設定の検討が必要である。

#### (2)社会保険適用の徹底とさらなる改善について

社会保険加入が可能となるよう、予定価格に労務費・法定福利費を適正に積算する必要がある。

施工体制における品質確保、効率的採算の実現、適正な下請契約の条件確保等を構築する必要がある。また、元請・下請事業者の法定福利費を予定価格に明記する等の措置をするべきである。

### 2.業務委託等の労働報酬下限額等について

#### (1)労働報酬下限額について

特別区行政職(一)高卒初任給を時間換算した金額1,105.6円(1時間あたり)とすることが必要だが、財政への影響から、当該基準額を2年間で達成することを目指し、平成29年度は段階的に1,020円とする。

平成28年度は7月からの適用となったが、平成29年度は4月から確実に実施することを求める。

#### (2)適正な労働条件の確保について

同一労働同一賃金原則とともに、社会保険負担額を予定価格に反映したうえで、契約内訳書等に明示し、適正な社会保険加入を実現するべきである。

### 3.入札及び契約制度を巡る多面的な改善課題の実施について

区の内部組織、事業者、労働者及び区民に対する積極的な情報発信、公契約条例を専属に実施する所管の設置、条例に関する問い合わせ、申立て、違反等に関する受入先の設置、事業者・労働者の調査の実施等を求める。

平成29年度から上記に関する予算、人員等の組織体制を整備し、条例の実行性確保を求める。